

兵庫県公報

令和7年2月7日 金曜日 第589号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 保安林の指定の解除予定（治山課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	2
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	12
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	12
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	17
公 告	
○ 肥料の登録（農産園芸課）	17
○ 肥料の登録の有効期間の更新（同）	18
○ 肥料の登録事項の変更の届出（同）	19
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	20
教育委員会公告	
○ 入札公告	20

告 示

兵庫県告示第66号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	ダンス・オブ・欲望 うしろめたい股間	オーピー映画
映 画	禁断！母のあえぎ	新東宝映画



兵庫県告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
三木市平田字草荷野715の2、716の2、719の2、720の2、加佐字札場谷1031の3、字本谷1046の5、1047の4、1048の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため



兵庫県告示第68号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
三木市平田字草荷野715の3、720の3、加佐字札場谷1031の4、字本谷1046の6、1047の5、1048の5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため



兵庫県告示第69号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
由良	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン 未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1	同上				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の2	1月1日から 3月31日まで				

	別記1の3	周年			
手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の3	12月1日から 翌年3月31日 まで			
その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の1	周年			

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

- 1 南あわじ市潮崎から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び南あわじ市論鶴羽山頂と同市黒岩川（通称、吉野川）を結んだ線の延長線以西の海面のうち和歌山県田倉崎と南あわじ市沼島南端を結んだ線及びその延長線以北の兵庫県海面を除く。
- 2 洲本市成ヶ島北端から淡路市久留麻までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び神戸市鉄拐山頂上と洲本市柏原山頂上を結んだ線以西の区域、淡路市摩耶山頂上と和歌山県友ヶ島西端を結んだ線以西の区域を除く。
- 3 洲本市生石鼻から南あわじ市論鶴羽山頂上より同市黒岩川（通称、吉野川）尻を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 次のアとウとを結んだ直線とイ、カ、キ、ク、及びオを順次結んだ4直線との間における海域のうち兵庫県海面並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、沼島周辺においては、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
 - ア 洲本市成ヶ島北端
 - イ 洲本市生石鼻突端
 - ウ 大阪府阪南市男里川河口左岸
 - エ 和歌山県和歌山市友ヶ島灯台中心点
 - オ 和歌山県海南市荒崎突端
 - カ イとオとを結んだ直線と洲本市における最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線との交差点
 - キ イから86度の線とエとカを結んだ直線との交差点
 - ク キから174度の線とイとオとを結んだ直線との交差点
- 2 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖^{じょう}を越えてはならない。
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 4 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 5 大阪湾においては、たちうおを目的として操業してはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 7 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。

- 8 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 10 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 11 大阪湾においては、張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 12 紀伊水道における手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、午後5時から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 13 大阪湾における板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 14 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 15 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第70号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
相生	手繰第2種漁業 かきこぎ網漁業	相生市地先の区 第508、509、510、 511、512、522号 区画漁業権漁場の区域	1月5日から 4月30日まで	別記1	5トン 未満	1隻	別記2

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和7年2月7日から同年3月7日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年10月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - ア 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
 - イ 鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
 - ウ 鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を越えてはならない。
 - エ 手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。
 - オ 落ちがき以外の水産動植物を採捕してはならない。
 - カ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第71号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業 時期	推進機関の 馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
西播	いわし・いかな ご船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	10トン 未満	2隻	定めなし
淡路市東浦	同上	別記1の2	同上	同上	同上	2隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年2月7日から同月17日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

- 高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
- 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内ではなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈 <small>とろう</small> に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第72号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第5号に掲げるはなつぎ網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
西播	さわらはなつぎ網漁業	姫路市広畑東防波堤灯台と同市家島町鞍掛島灯台を見通した線以西及び香川県小豆郡星ヶ城頂上と明石市旧東播磨港二見西防波堤灯台（北緯34度41.53分、東経134度53.19分）を見通した線以北で、姫路港の港湾区域を除いた兵庫県海面。但し、共同漁業権の区域を除く。	5月6日から7月5日まで	別記	10トン未満	52隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年3月24日から同年4月24日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年5月6日から令和8年5月5日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 中型まき網漁業の操業を妨げてはならない。

イ 操業に際して魚群包囲後は漁船機関の推進力を利用して曳網ひきしてはならない。また、揚網時には網船を錨いかりで固定しなければならない。

ウ 午後4時から翌日の午前5時に至る間は操業してはならない。

別記 推進機関の馬力数

110キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）35馬力以下



兵庫県告示第73号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
福良	棒受網漁業	別記	5月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	5隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年3月14日から同年4月14日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年5月1日から令和8年4月30日までとする。

別記 操業区域

共第138号第1種共同漁業権漁場のうち、次の1及び2を結んだ線以北の区域

- 1 釣島灯台（北緯34度14分31.18秒、東経134度42分4.91秒）
- 2 南あわじ市阿万吹上町田尻（北緯34度13分50.42秒、東経134度42分17.91秒）



兵庫県告示第74号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
福良	小型棒受網漁業	別記	5月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	21隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年3月14日から同年4月14日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年5月1日から令和8年4月30日までとする。

別記 操業区域

共第138号第1種共同漁業権漁場のうち、次の1及び2を結んだ線以北の区域

- 1 釣島灯台（北緯34度14分31.18秒、東経134度42分4.91秒）
- 2 南あわじ市阿万吹上町田尻（北緯34度13分50.42秒、東経134度42分17.91秒）



兵庫県告示第75号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営 む者の資 格
津名	建網漁業	淡路市塩尾橘崎東端から54度700メートルの点と、同市佐野川尻右岸から129度700メートルの点を結んだ線以内の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年2月7日から同年3月7日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。



兵庫県告示第76号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営 む者の資 格
岩屋	きす流網 漁業	別記1の1	6月1日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
		別記1の2	周年				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年2月7日から同年3月7日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記2に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

- 1 淡路市江崎灯台と播磨灘航路6番灯浮標を結んだ線以南の海面であって淡路市江崎から同市野島大川までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市播磨塩屋港南防波堤灯台と和歌山県友ヶ島灯台を結んだ線以东の海面であって、淡路市岩屋港北防波堤西灯台と大阪府泉大津沖埋立処分場二号灯を結んだ線以南の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 条件

- 1 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- 2 操業1統（1隻）につき使用する網数は25把以内（1把の浮子方の長さ16メートル以内）又は使用する網の総延長は、400メートル以内のいずれかでなければならない。



兵庫県告示第77号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
森	きす流網漁業	共第108号共同漁業権の区域	5月11日から9月19日まで	定めなし	定めなし	2隻	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年4月15日から同年5月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年6月1日から令和8年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- イ 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。



兵庫県告示第78号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域 (注)		漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
明石浦	ひき縄漁業	別記の1		周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
岩屋	同上	たちうお	別記の 2	同上	同上	同上	1隻	同上
		その他	別記の 3					

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年2月7日から同年3月7日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

1 神戸市兵庫区和田岬から姫路市の形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市の形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 洲本市から淡路市野島に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

3 淡路市仮屋から同市郡家に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第79号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
津名	たこつぼ 漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年2月7日から同年3月7日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年12月31日までとする。

別記 操業区域

淡路市塩尾橋崎東端から54度700メートルの点と、同市佐野川尻右岸から129度700メートルの点を結んだ線以内の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第80号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
姫路	かさご・めばるか ご漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年2月7日から同年3月7日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア かご網の目合は8節を含みこれより大きくなければならない。
- イ かご数は50個以内でなければならない。



兵庫県告示第81号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
福崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画下水道事業 福崎町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成7年1月20日から令和7年3月31日まで
変更後 平成7年1月20日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第82号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分		制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
1	兵庫県 10トン未満船	小型いか釣り漁業	別記1の1	別記2の1	定めなし	5トン以上 10トン未満	23隻	別記3
2	兵庫県 10トン以上船	同上	別記1の2	別記2の2	同上	10トン以上 30トン未満	3隻	同上

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和7年2月7日から同年3月7日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、区分（1の表に掲げる区分をいう。以下同じ。）ごとに次に掲げるとおりとする。

ア 区分1

令和7年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和10年4月30日まで

イ 区分2

令和7年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和8年4月30日まで

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとにおおむね次に掲げる条件を付することがある。

区分	条件
1	(1) 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。 (2) 集魚に利用する光力の制限は別表のとおりとする。 (3) 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取りつけてはならない。
2	(1) 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。 (2) 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は、3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。

別記1 操業区域

- 1 兵庫県日本海海面
- 2 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面

別記2 漁業時期

- 1 1月1日から12月31日まで
- 2 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内においては、令和7年5月1日から令和8年2月末日まで。それ以外の海域においては1月1日から12月31日まで

別記3 漁業を営む者の資格

次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者

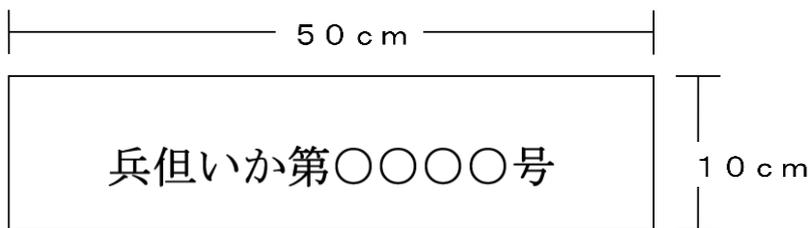
- 1 豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては豊岡市、城崎郡城崎町及び同郡竹野町）
- 2 香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）
- 3 新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）

別表 集魚に使用する光力の制限

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度
鋸崎から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日までの間 6個
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

鋸崎から真方位0度の線 (東経134度31.04分の線) 以東の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球	6個
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球	15個
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球	18個

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。



兵庫県告示第83号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法(昭和25年法律第178号)第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格	
1	鳥取県 島根県 京都府 10トン未満船	小型いか釣り漁業	別記1の1	別記2の1	定めなし	5トン以上 10トン未満	9隻	別記3の1
2	鳥取県 島根県 京都府 10トン以上船	同上	別記1の2	別記2の2	同上	10トン以上 30トン未満	12隻	別記3の2
3	上記以外	同上	別記1の3	同上	同上	5トン以上 30トン未満	36隻	別記3の3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年2月7日から同年3月7日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、区分（1の表に掲げる区分をいう。以下同じ。）ごとに次に掲げるとおりとする。

区分	有効期間
1	令和7年5月1日（同年5月2日以降の許可は許可の日）から令和8年4月30日まで
2及び3	令和7年5月1日（同年5月2日以降の許可は許可の日）から令和8年2月28日まで

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとにおおむね次に掲げる条件を付することがある。

区分	条件
1	別記4の1、2、3
2	別記4の1、4、5
3	別記4の1、5

別記1 操業区域

- 1 兵庫県日本海海面
- 2 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域以遠の兵庫県日本海海面

別記2 漁業時期

- 1 令和7年5月1日から令和8年4月30日まで
- 2 令和7年5月1日から令和8年2月末日まで

別記3 漁業を営む者の資格

- 1 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者
- 2 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者
（陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住漁港及び浜坂漁港）
- 3 兵庫県、鳥取県、島根県又は京都府以外の都道府県知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者
（陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住漁港及び浜坂漁港）

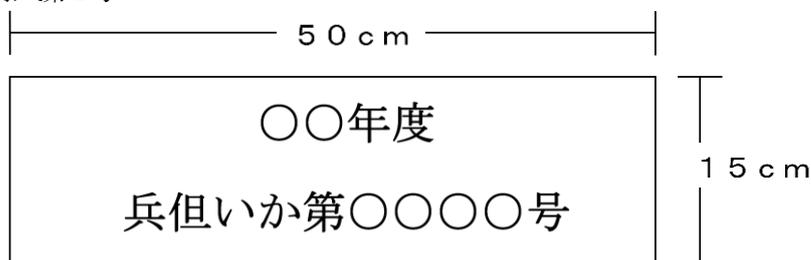
別記4 条件

- 1 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式第2号の標旗を掲げなければならない。
- 2 集魚に使用する光力の制限は別表のとおりとする。
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けはならない。
- 4 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けはならない。
- 5 漁獲物の陸揚港として申請者の選定に基づき指定された港以外の港で陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

別表 集魚に使用する光力の制限

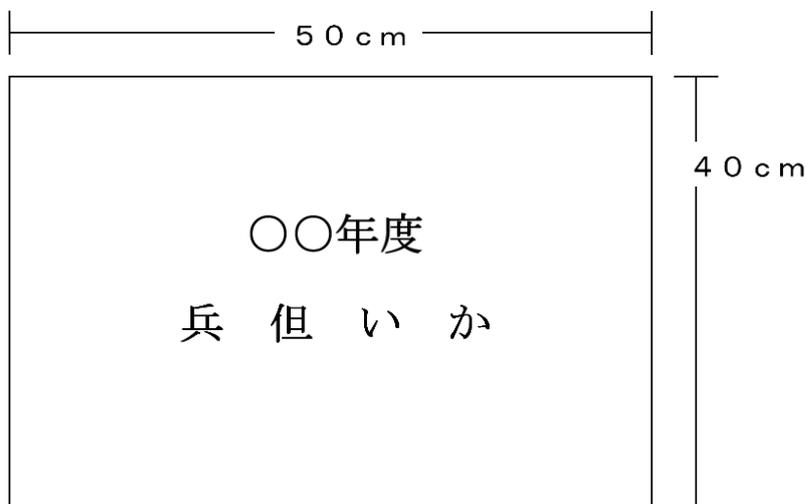
適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度
鋸崎から真方位0度の線 (東経134度31.04分の線) 以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日までの間 6個
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個
鋸崎から真方位0度の線 (東経134度31.04分の線) 以东の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球 6個
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球 15個
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号



兵庫県告示第84号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第9号に掲げる棒受網漁業のうち、小型棒受網漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

制限措置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
小型棒受網漁業	兵庫県日本海海面	4月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	定めなし	別記

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年2月7日から令和9年9月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年4月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和9年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる条件を付することがある。
使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、1統につき、次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	火船1隻当たりの設備容量	
	発電機（蓄電池を含む。）	集魚灯に使用する電球
1隻	7キロワット以下	7キロワット以下

別記 漁業を営む者の資格

兵庫県内に住所を有し、次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者

- 1 豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては豊岡市、城崎郡城崎町及び同郡竹野町）
- 2 香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）
- 3 新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）

公 告

肥料の登録

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料を登録した。
令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

登録番号	肥料の種類及び名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
兵庫県肥料登録第1782号	加工家きんふん肥料 発酵鶏糞	窒素全量 3.9% りん酸全量 3.7% 加里全量 2.6%	公定規格 のとおり	日本レイヤー株式会社 岐阜県岐阜市佐野839番地1	令和6年 8月27日
兵庫県肥料登録第1783号	魚かす粉末 6-12魚粉	窒素全量 6.0% りん酸全量 12.0%	該当なし	トミクラ産業株式会社 姫路市花田町高木209番地の1	同 年 9月9日
兵庫県肥料登録第1784号	炭酸カルシウム肥料 サンカルシウム60	アルカリ分 60.0%	公定規格 のとおり	株式会社サンアンドホープ 福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地の2	同 年 10月28日
兵庫県肥料登録第1785号	混合有機質肥料 混合有機質肥料22号	窒素全量 3.2% りん酸全量 2.8% 加里全量 1.0%	同 上	三興株式会社 大阪府吹田市西御旅町7番16号	同 年 12月2日



肥料の登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の有効期間を更新した。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

登録番号	肥料の種類及び名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期間
兵庫県肥料登録第1442号	混合有機質肥料 バイオノ有機-S	窒素全量 7.2% りん酸全量 4.0% 加里全量 2.5%	公定規格 のとおり	高砂飼料工業株式会社 高砂市荒井町御旅2丁目1番17号	令和9年 9月13日
兵庫県肥料登録第1648号	乾燥菌体肥料 楽農舎3	窒素全量 7.0% りん酸全量 2.0% 加里全量 1.0%	同 上	ハリマ産業エコテック株式会社 姫路市網干区浜田1223番地の10	同 年 10月8日
兵庫県肥料登録第1614号	混合有機質肥料 オーガニック7・4・2	窒素全量 7.0% りん酸全量 4.0% 加里全量 2.0%	同 上	高砂飼料工業株式会社 高砂市荒井町御旅2丁目1番17号	同月22日
兵庫県肥料登録第1671号	混合有機質肥料 混合有機質肥料KKF432	窒素全量 4.0% りん酸全量 3.0% 加里全量 2.0%	同 上	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号	同 年 11月23日

兵庫県肥料登録第1748号	混合有機質肥料 粒状有機10号	窒素全量 10.0% りん酸全量 2.0%	同上	同上	同月15日
兵庫県肥料登録第1749号	混合有機質肥料 粒状有機11号	窒素全量 11.0% りん酸全量 1.0%	同上	同上	同日
兵庫県肥料登録第1582号	肉骨粉 トンチキミール	窒素全量 9.0% りん酸全量 6.0%	同上	株式会社パルシーズン 赤穂市高野1番地17	令和12年 10月1日
兵庫県肥料登録第1585号	混合有機質肥料 混合有機質肥料531	窒素全量 5.0% りん酸全量 3.0% 加里全量 1.0%	同上	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号	令和9年 12月27日
兵庫県肥料登録第1586号	蒸製毛粉 フェザー12	窒素全量 12.0%	同上	株式会社但馬どり 豊岡市日高町浅倉45番地	令和13年 1月9日
兵庫県肥料登録第1493号	混合有機質肥料 液体魚肥	窒素全量 7.0% りん酸全量 4.0% 加里全量 2.0%	同上	高砂飼料工業株式会社 高砂市荒井町御旅2丁目1番17号	令和10年 1月30日
兵庫県肥料登録第1525号	副産動植物質肥料 液状膠かす1号	窒素全量 7.5%	同上	株式会社平成化成 加東市永福1777番地の56	令和9年 12月4日
兵庫県肥料登録第1444号	なたね油かす及びその粉末 粒状なたね油粕	窒素全量 5.3% りん酸全量 2.0% 加里全量 1.0%	該当なし	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号	令和13年 2月23日



肥料の登録事項の変更の届出

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第13条の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更について届出があった。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

登録番号	肥料の種類及び名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更事項	変更前	変更年月日
				変更後	
兵庫県肥料登録第1776号	魚廃物加工肥料 フィッシュトップ742	ラクトップ有限会社 大阪府大阪市西区新町1丁目8番6号	法人住所変更	滋賀県大津市里6丁目2番5号	令和6年 6月27日
				大阪府大阪市西区新町1丁目8番6号	



都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年2月7日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画駐車場	第7号鷹取駅自転車駐車場
同市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	八多58生産緑地地区ほか3地区

教育委員会公告

入札公告

令和7年度月刊「兵庫教育」配送等業務の調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年2月7日

契約担当者

兵庫県立総合教育センター長 西田健次郎

1 調達内容

(1) 調達物品等の名称及び数量

令和7年度月刊「兵庫教育」配送等業務

(2) 調達物品等の仕様等

調達物品等に関し、契約担当者が入札説明書等で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 入札方法

上記(1)の物品等について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒673-1421 加東市山国2006-107

兵庫県立総合教育センター総務課 担当 津野

電話 (0795) 42-3100 FAX (0795) 42-5393

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年2月10日(月)から同月21日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和7年3月19日(水) 午前11時 兵庫県立総合教育センター

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和7年3月18日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年3月18日(火)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札参加者に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年4月1日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。